

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第61号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 契約整理番号

31-4387-20

(2) 工事名

東岩槻第1排水区下水道工事（北建-R1-202）

(3) 工事場所

さいたま市岩槻区諏訪4丁目地内外

(4) 工事期間

契約確定の日から令和5年3月17日まで

(5) 工事概要

貯留施設工 プレキャスト雨水地下貯留施設（66.0m×43.6m×7.0m）一式 柱列式連続壁工一式 地盤改良工（深層改良）一式 管きょ工 泥濃式推進工（φ1800mm）139.2m 刃口式推進工（φ1800mm）10.5m 開削工（放流渠）115.3m 人孔工 分水人孔（16.55m×2.55m）1基 管理人孔（3.00m×3.35m）1基 マンホールポンプ工一式

(6) 予定価格

4,343,119,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）

(8) 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。

(9) 本工事は、消費税率10%として取り扱う。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された3者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「土木工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年7月22日（月）から令和元年7月30日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- (5) 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格の確認申請の日において、土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
- ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、土木一式工事について1,200点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。
- イ 平成21年度以降に、連続地中壁による土留めを使用し、開削工法による掘削深10m以上の工事を元請けとして完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
- ウ 平成21年度以降に、貯留量5,000m³以上の雨水貯留施設築造工事を元請けとして完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
- エ 次の条件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。
- (7) 一級土木施工管理技士の資格を有している者であること又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

- (イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
- ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、土木一式工事について850点以上であること。ただし、2(4)の手續開始の決定がされた者は、手續開始決定日以降の審査基準日のものとする。
- イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。
- (7) 一級土木施工管理技士の資格を有している者であること又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
- (イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、平成31年さいたま市告示第497号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。
- (12) 特定共同企業体の結成方法
- ア 3者による自主結成とする。
- イ 構成員の出資比率は、20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。
- ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。
- エ 1者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。
- 3 入札手續の方法
- 本件入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手續を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。
- 4 設計図書等の閲覧又は貸出し
- 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する「東岩槻第1排水区下水道工事（北建-R1-202）発注図書公開URLファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。
- なお、閲覧又は貸出しを希望する場合は、代表構成員となり得る者が設計図書等貸出申請書を提出のうえ、次のとおり行うものとする。
- (1) 閲覧又は貸出場所
- さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課
- (2) 閲覧又は貸出受付期間
- 公告日から令和元年7月30日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）
- 5 設計図書等に関する質問及び回答
- 設計図書等に関する質問及び回答については、次のとおりとする。
- (1) 質問の方法
- 電子入札システム又は質疑応答書を持参とする。
- なお、電子入札システムにより行う場合は、質問内容欄（題名、質問事項欄等）に特定の企業

名や個人名を記入しないこと。

(2) 持参による提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
工事契約第1係 電話 048(829)1180

(3) 提出期間

公告日から令和元年7月30日(火)午後4時まで(持参による提出においては、休日を除く
午前9時から午後4時まで)

(4) 質問に対する回答

令和元年8月9日(金)の午前9時から午後4時までの間に市のホームページ及び電子入札システムに掲載する。また、令和元年8月9日(金)の午前9時から午後4時までの間、さいたま市財政局契約管理部契約課において掲示する。ただし、回答の内容によっては書面のみにより行う場合がある。

6 入札説明書の交付等

入札説明書は、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。また、本入札に参加を希望する者に対し、交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付期間

公告日から令和元年7月30日(火)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

ただし、明らかに参加資格がないと認められる者には交付しない。

7 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 共同企業体入札参加資格審査申請書

エ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

オ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定)様式第4号)

カ 工事に配置予定の技術者に係る一級土木施工管理技士合格証明書の写し又は一級土木施工管理技士と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定したことを証明する書類及び監理技術者においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

キ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、カに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)

ク 2(9)ア及び2(10)アに規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ケ 2(9)イ及びウに規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財

団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し。なお、共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

コ 社会保険等の加入に関する誓約書（社会保険等に全て加入している場合）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合）。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類の該当する状況の書類を併せて提出すること。

サ 資本関係又は人的関係確認書

シ 入札参加停止措置に関する誓約書

※ エ及びオについては、袋とじにして各構成員の割印を押すこと。

※ カ、キ、ク及びケについては、日本語以外で記載されているものは、日本語に翻訳したものを添付すること。

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の交付等

7(1)アからオ及びコからシの書類を、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出

一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出は、次のとおりとする。

なお、7(1)アにおける一般競争入札参加資格等確認申請書については、電子入札システムにおいて参加申請を行い、表示される「競争参加資格確認申請書受信確認通知」を印刷し、提出することで当該申請書とみなす。

また、電子入札システムを利用できない場合には、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

ア 提出先

5(2)の場所に持参

イ 提出期間

令和元年7月22日（月）から令和元年8月6日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

ウ 提出部数

1部

(4) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、一般競争入札参加資格等確認申請書等を受理しない。また、受理した一般競争入札参加資格等確認申請書等の返却は行わない。

(5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果について、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次のとおり通知する。

ア 通知場所

5(2)に同じ

イ 通知日時

令和元年8月9日（金）午前9時から午後4時まで

ウ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

エ 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、その理由について、令和元年8月9日（金）から令和元年8月19日（月）（休日を除く午前9時から午後5時まで）までに5(2)の提出先に書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和元年8月21日（水）午後5時までに書面又は口頭により回答する。

8 入札書の提出方法及び開札日時等

入札書の提出方法及び開札日時等については次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。

(2) 提出期間

令和元年8月27日（火）午前9時から令和元年8月29日（木）午後5時まで

(3) 郵送又は持参による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

ア 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第1係

イ 提出方法

郵送による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

令和元年8月27日（火）午前9時から令和元年8月29日（木）午後5時必着（持参による場合は午前9時から午後5時まで）

9 開札の場所及び日時

(1) 開札場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(2) 開札日時

令和元年8月30日（金）午後1時30分

10 落札の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札時に入札金額見積内訳書を提出すること。

イ 代理人が持参により入札書を提出する場合には、委任状を提出すること。

(4) 入札の回数は、1回とする。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 郵送又は持参による入札の場合においては、電子くじに使用する「くじ入力番号」として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

1.2 落札者の決定に係る低入札価格調査制度に基づく調査基準価格

設定する。ただし、失格基準は設定しない。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(5) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札

(7) 予定価格を超えた金額による入札

(8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のない入札書の入札

イ 金額を訂正した入札書による入札

ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札

エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

- キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
- ク 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2者以上の代理をした者がした入札
- ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札

(9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1.5 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア 政府の保証のある債券

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手

ウ 銀行等の保証証書

エ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証証書

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

(3) 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1.6 支払条件

(1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の10分の4以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、1.6(2)を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1.7 その他

(1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

- (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

- (6) 議決の要否

否

- (7) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

- (8) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1.8 担当課（問い合わせ先）

- (1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第 1 係
電話 048 (829) 1180 FAX 048 (829) 1986

- (2) 工事を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課
電話 048 (646) 3263 FAX 048 (646) 3267

1.9 Summary

- (1) Contract for tender:

Sewage construction work of the Higashi-Iwatsuki Dai-ichi drainage area

- (2) Date and time for bid submission:

From August 27, 2019, 9:00 a.m. to August 29, 5:00 p.m.

- (3) Date and time for opening bid:

August 30, 2019, 1:30 p.m.

- (4) Contact point for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau,
Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1180